



Contents

教育長からのメッセージ	1
コンプライアンスの推進について	2
教員免許更新制について	3
徳島県幼児教育振興アクションプランについて	4
体験を通じた学びを重視する人権教育の推進	4
子どもの読書活動の推進について	5
教職員相談事業のご案内	6、7
副教育長からのメッセージ	8
一県教育委員会文化財課イベント・講座紹介	8

教育長からのメッセージ

危機事象等への対応について

今年度は年度当初から新型インフルエンザの発生という危機事象が勃発しました。「新型」のため、その毒性や感染力、治療方法等については未知の領域として対応を迫られることから、県内での感染者発生の場合、国の行動計画では県内すべての学校の臨時休業も想定されるという、教育界にとっては文字通りの未曾有の危機事象であります。

海外での発生後、わが国では水際での感染防止に努めたものの、5月16日以降、京阪神地方で集団感染が発生し、すでに国内での感染が始まっていたことが明らかとなりました。その後の調査の結果、すでに5月5日の時点で最初の感染者が発生していたことが確認されるに至り、県内でも米国からの帰国者の感染が確認される事態となっています。

しかし、現時点では、国内での感染者は依然増加傾向にあるものの、1か月余りの間に未知の部分がかかり解明されて、その対処方法等も明らかになってきたことから、マスコミ等の報道も危機を脱したとの論調が目立つようになっています。ただ、感染者が出た場合、感染の拡大防止のために学校の臨時休業措置が保健サイドから要請されるという原則については現在でも不変であり、教育現場にとっては依然として危機的状況にあることには変わりはありません。引き続き、各学校での感染防止の徹底及び児童生徒の欠席状況・理由等の正確な把握と教育委員会への迅速な連絡をお願いします。

この新型インフルエンザとは事象が異なるものの、昨年、学校の危機管理の在り方が問われた訴訟の高裁判決が出されました。高知県の高校生が大阪府下で行われたサッカーの交流試合中に落雷に遭った事故で、学校及び交流試合主催者側の責任が問われ、総額約3億円の損害賠償が命じられました。

このような落雷事故は、教育現場では体育の授業や部活動だけでなく、様々な校外行事等により野外で児童生徒が教育活動等を展開することが多いだけに、どこでも起こりうるものであり、我々教育関係者としてはこの判決を真摯に受け止めた上で、改めて学校管理下での危機管理の在り方について再検討する必要があります。

サッカー競技に限らず、野外での児童生徒の安全を確保するためには、野外での活動時にどのような危険があるかについて、まずは管理監督者が熟知していることが不可欠となります。しかし、例えば落雷の危険性を予知するタイミングというのは実際には極めて難しいのが現実であり、落雷も含めた自然界の現象等に関しては、過信や独断は禁物であり、まずはリスクマネジメントの鉄則である「危険を回避する」ことが肝要であります。

これから絶好の季節を迎え、各学校においては児童生徒の活発な野外での活動が展開されることと思われませんが、同時に落雷や水難などの自然相手の危険も増加することから、しっかりと危険予知とその対策をお願いします。



徳島県教育長
福家 清司

◆◆◆コンプライアンスの推進について◆◆◆

○コンプライアンス推進室について

昨年度の教職員の不祥事を受け、有識者からなる「教職員不祥事再発防止対策会議」からの提言により、コンプライアンス意識の浸透徹底等を図るため、今年度、新しく「コンプライアンス推進室」を設置しました。

○コンプライアンス意識の醸成について

主な業務の一つは、コンプライアンス意識の醸成です。各職場にコンプライアンス意識が浸透し、県民の信頼にこたえられる質の高い教育活動の提供につなげることをめざして、コンプライアンス研修や啓発活動の充実に取り組んでいます。

各職場での研修に使用する啓発用ツールとして、「コンプライアンスハンドブック」を作成しました。6月中旬から各職場へ電子ファイルで提供していますので、法令、規則や教職員として求められる倫理に関する研修等に活用してください。

○公益通報制度について

また、もう一つの主な業務が公益通報制度の運用です。

県教育委員会の公益通報制度は、県教育委員会事務局、教育機関及び県立学校の事業、もしくはそこに勤務する教職員（※ただし、市町村立学校の教職員〔県費負担教職員を含む。〕は対象外です。）の不正行為等を早期に発見して、速やかに是正に繋げ、法令遵守等をさらに推進するため、事務局等の教職員はもちろん、県民の皆様などから通報していただく制度です。

平成18年度から運用をしておりますが、昨年度の教職員の相次ぐ不祥事の発生を受け、本年度からこれまで以上に通報しやすく実効性が確保できる制度に改正し、新たにスタートしております。

◆主な改正点◆

- ① 通報者に県民等を追加
- ② 通報対象範囲に職務外の非行や信用失墜行為を追加
- ③ コンプライアンス推進室に通報の受付窓口を設置 など

これらの公益通報制度の改正は、不祥事再発防止策の一環として行われたことを教職員の皆さんは十分自覚し、コンプライアンスの推進を行い不祥事の再発防止に努めてください。



●問い合わせ先●（コンプライアンス推進室）

電 話：088-621-2773

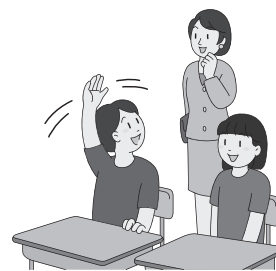
F A X：088-621-2883

メール：compliance@suishinshitsu@pref.tokushima.lg.jp

●教員免許更新制について●

～平成21年4月1日からスタート～

平成21年4月からの教員免許更新制の実施により、平成21年3月31日までに授与された教員免許状を持っている先生方は、各自の修了確認期限までに**30時間以上**の免許状更新講習の課程を修了し、必要な手続きを行うことが必要となります。



○教員免許更新制のおおまかな流れ

最初の修了確認期限を確認します。



各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。



各自が各大学等に受講を申し込みます。(受講申込書に各学校長等から教員であることを証明してもらいます。)



大学等が開設する免許状更新講習を受講します。



30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)等の書類を添付し、徳島県教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請をします。



免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行します。



次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効となります。

○修了確認期限の延期について

次の延期事由に該当する先生方は、申請により修了確認期限を延期することができます。

- ①指導改善研修中であること
- ②休職中であること
- ③病気休暇中、育児休業中であること
- ④在外教育施設等において教育に従事していること
- ⑤専修免許状取得のため、大学院の課程等に在学していること
- ⑥平成21年4月1日以降に免許状の授与を受けたこと
- ⑦初回の修了確認期限が、最新の免許状の授与から10年を経過していない日であること

など

○免許状更新講習について

30時間以上の受講・修了が必要。

教育の最新事情などの必修領域

.....12時間以上

教科指導、生徒指導等の選択領域

.....18時間以上

○県内の免許状更新講習開設大学

鳴門教育大学・徳島大学・徳島文理大学・四国大学・放送大学

※申込方法等は、各大学のHPをご覧ください。



重要

修了確認期限までに更新講習修了確認等を受けないとお持ちの免許状が失効してしまいますので、修了確認期限や当該確認等に係る申請手続きを忘れないよう注意してください！

● 幼児教育の充実 ～小学校以降の生活や学習の基盤を育成します～

幼稚園は子どもがはじめて出会う「学校」です。幼稚園における豊かな環境の中で、幼児は、様々な遊びを通して、うまく人とかわれるようになっていたり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気付いたりするなど、小学校以降の生活や学習の基盤を培います。

本県では、国の動向等を踏まえるとともに、「徳島県幼稚園教育振興プラン」(H15～20)の成果と課題を検証し、本年3月、「徳島県幼児教育振興アクションプラン」を策定しました。本県教育の基盤づくりとなる幼児教育をさらに振興・充実させるとともに、小学校教育へのスムーズな移行を図ります。

「徳島県幼児教育振興アクションプラン」とは

● 満3歳から5歳までの幼児に対する、幼稚園教育を核とした幼児教育振興のための方向性を示した総合的な基本計画です。

めざす 幼児教育

- ・ 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実
- ・ 幼稚園等施設※・家庭・地域社会・行政による総合的な幼児教育の推進

※公・私立幼稚園及び認定こども園を「幼稚園等施設」と表記する。

推 進 制

幼稚園等施設は、家庭や地域社会と連携しながら取組を推進します。また、行政(学校法人)は、幼稚園等施設を中心とした取組を支援します。

実 施 期

5年間(平成21年度～平成25年度)
毎年度、取組に対する成果と課題を検証し、次年度以降の取組の見直しに努めます。

施策の 基本方針

● 充実した幼稚園教育の提供

- ・ 新幼稚園教育要領を踏まえた教育内容の充実に取り組みます。
- ・ 教育機会の確保と教育環境の充実、保護者負担の軽減に努めます。

● 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

- ・ 幼児と児童の相互交流や合同研修などを行い、幼稚園等施設から小学校への円滑な接続を図ります。

● 教員の資質及び専門性の向上

- ・ 研修体制・内容を一層充実させ、教員としての資質及び専門性の向上を図ります。

● 家庭や地域社会の教育力の再生・向上

- ・ 幼稚園等施設は、「地域における幼児の教育のセンター」として、子育て支援の推進を図ります。

※本アクションプランの詳細内容は、徳島県のホームページ(<http://www.pref.tokushima.jp/>)をご覧ください。

● 体験を通じた学びを重視する人権教育の推進

児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするためには、人権についての知的理解を深めるとともに、それが態度や行動に現れるような人権感覚を身につけることが求められています。そのため、県教育委員会では、本年度特に、人間の尊厳を実感し、人権尊重を自らのものとするような直接体験を意図的に取り入れた、「体験を通じた学びを重視する人権教育」を推進していきます。

例えば、各個人権課題について学ぶ交流活動、ボランティア活動、歴史的事実や差別の実態から学ぶフィールドワーク、人権集会での意見発表や人権劇の取組、ワークショップ形式の学習など、体験的な学習を通して、人と出会い、人権問題に気づき、そこで学んだことを、仲間と共に深め合い、児童生徒の人権を大切にする生き方につながる取組にしていくことが求められています。県教育委員会では、「ふれあい人権劇発表会」や「かぞくでいっしょにじんけん学習」など、体験を通じた学びを重視する事業を実施していきます。また、文部科学省指定や徳島県教育委員会指定の研究指定校において、学習計画や学習展開のなかに体験的な学習を取り入れた公開授業を行い、2か年間の研究成果を発表する予定です。

平成20年3月に文部科学省から公表された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～実践編～」の中に、体験的な活動を取り入れた指導のポイントが掲載されていますので、参考にしてください。



識字学級生との交流学習

●読書活動は人生をより深く生きる力の源です！

◆「子どもの読書活動の推進に関する法律」にもとづき、「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第二次推進計画〕」を策定しました！

平成21年3月24日に、平成15年11月に策定した第一次推進計画を改定し、第二次推進計画を策定しました。

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「推進基本計画」（第二次基本計画）にもとづき、第一次推進計画期間中の成果と課題を明らかにし、今後の施策の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

本計画のもと、本県のすべての子どもが豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養うため、子どもの読書活動の意義や重要性について県民の理解・関心を高め、家庭、地域、学校がより一層連携し、県民総ぐるみで子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を図ることをめざします。

■本計画では、家庭・地域（図書館・民間団体等）・学校の主な取り組みを次のように設定しました。

重点目標として、

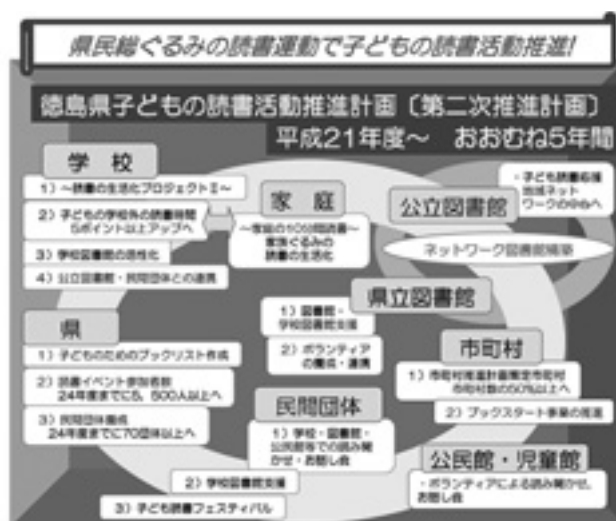
- 家庭では、「家庭の10分間読書」の提唱、普及に努めます。
- 地域では、公立図書館のICTを活用した連携による「とくしまネットワーク図書館」の構築をめざすとともに、読書ボランティアの養成に努めます。
- 学校では、「読書の生活化プロジェクトⅡ」を推進します。
- 図書館、学校、民間団体等の連携・協力体制を構築するため、各関係機関の連携のもと**子どもの読書に関するイベント**（県立図書館・総合教育センター）を開催します。

等を掲げています。

また、優れた図書を普及するため、「とくしまの子どもためのブックリスト（仮称）」の作成に取り組みます。

※「第二次推進計画」の本文については県教育委員会ホームページをご覧ください。

すべての子どもが、いつでも、どこでも本に親しむことのできる環境づくりのため、**家庭、地域との連携協力のもと、より一層、子どもの読書活動を推進しましょう。**



参 考：体験的な活動を取り入れた指導のポイント（一部抜粋）

1：人権教育の目的に照らして体験的な活動を位置付けること

体験的な活動には、高齢者や障害のある人との交流活動や奉仕活動、疑似障害体験活動、地域清掃などの公共性の高い奉仕活動等々の様々な形態がある。これを、各教科等との関連を踏まえ、人権教育の目的を明確に意識して計画・実施する。

2：事前・事後の指導を工夫して本来の目的に合致させること

体験的な活動においては、その内容の精査と指導過程の工夫が求められる。まず、事前・事後の指導を整え、体験的な活動が効果的にねらいに迫るものとなるように工夫すること、次いで、交流活動や奉仕活動において、児童生徒が何をどのように体験するのかについて、訪問先の機関と事前に協議・整理しておくことが大切である。

3：児童生徒が主体的にかかわることのできる体験的な活動にすること

奉仕的な活動は、自発的な形で行われることが望ましいが、体験がない場合は自発性を期待することは難しい。児童生徒にまず体験させて、学習の中から、自発性を育てていく指導過程が求められてくる。

4：児童生徒一人ひとりが、体験を通して人権課題への自覚を深め、自分の考えを深め広げていくことのできる体験的な活動にすること

体験的な活動は、座学と異なり、児童生徒にとって新鮮であり興味や関心の高まるものといえる。例えば、児童生徒同士の話し合いや発表の場を数多く設定することで体験的な活動の成果と課題が自覚できるようにする。

教職員相談事業のご案内(メンタルヘルス・カウンセリング)

この事業は、皆様の「心の健康管理」を支援する事業です。

電話または窓口で、「教職員相談事業」での利用であることをお伝えください。

相談は無料ですが、弁護士業務に係る場合、投薬治療および継続の心理療法を受ける場合は、費用が必要になります。(念のため、医療機関で相談される場合は、共済組合員証を御持参ください。) 相談方法、時間制限は必ず守ってください。

利用方法

● 弁護士 ●

相談員名	相談場所	相談日時等		相談方法	申込方法
松尾 泰三	ひまわり法律事務所 徳島市中東新町2丁目9番地1 こぼんやビル2F 電話 088-655-0007	月～金	9時～18時	面接 電話・文書	事前予約必要

● 精神科医師 ●

相談員名	相談場所	相談日時等		相談方法	申込方法
元木 啓二	新町診療所 徳島市中徳島町2丁目100 電話 088-625-7556	月火木金	9時30分～18時30分	面接	事前予約必要
		土	9時30分～15時 (13時から14時除く)		
石元 康仁	徳島県精神保健福祉センター 徳島市新蔵町3-80 電話 088-625-0610	第2・4 水曜日	13時～17時	面接	事前予約必要
谷口 京子	四国中央病院 四国中央市川之江町2233 電話 0896-58-3515	月～金	9時～17時	面接	事前予約必要
土井 章良	川村医院 名西郡石井町浦庄上浦154-4 電話 088-674-0120	月～土	9時～13時 15時～18時	面接・電話	事前予約必要
鬼原 治良	あいざと山川クリニック 吉野川市山川町前川1200-2 電話 0883-42-8811	月金 土(第1・3・5)	9時30分～12時30分 (受付は9時～12時)	面接	事前予約必要
福川 久継	ますみクリニック 徳島市大原町東千代ガ丸2-9 電話 088-663-2202	月火水金土	9時～12時 14時～18時	面接	事前予約必要
		木	9時～12時		
宮内和瑞子	宮内クリニック 徳島市名東町2丁目659 電話 088-633-5535	月水金	9時30分～17時	面接	随時受付順
		土	9時30分～12時 (受付は8時30分～)		
枝川 浩二	枝川クリニック 徳島市大和町2丁目3-51 電話 088-653-1131	月火木金	9時～13時 14時30分～18時	面接・電話	事前予約可能
		土	9時～13時		
後藤 宏樹	けんなんメンタルクリニック 阿南市日開野町筒路15-1 阿南開発ビル5F 電話 0884-23-6522	月火水金土	9時30分～12時30分 14時～18時	面接・電話	事前予約可能

● 臨床心理士・カウンセラー ●

相談員職氏名	相談場所	相談日時等		相談方法	申込方法
川瀬公美子	メンタルサポートオフィス-ひといき- 徳島市東新町2-20-204 電話 088-652-2292	電話予約で相談のうえ決定します。 予約時、すぐに対応できないときは留守番電話で対応受付します。		面接・電話	事前予約必要
川上 晃代	Mental Health & Human Support With You 徳島市蔵本町2-30-1 パティオ蔵本3F 電話・FAX 088-633-5689	月火	18時～21時	面接	事前予約必要
		土日	13時～19時		
		メールアドレスwith-you-2008@sings.jp の件名に「教職員相談事業」と入力し予約も可。			

※国民の祝日・休日・年末年始は除きます。

対象者は？

公立学校、県教育委員会事務局、県立教育機関に勤務する県費負担教職員(臨時を含む)です。休職中の教職員も利用できます。

サービスの取扱いとは？

勤務時間内の面談は、年休により相談を受けて下さい。

プライバシーは？

プライバシーは絶対に守ります。担当する相談員には守秘義務があります。学校や職場、上司と切り離された中立な立場で皆さんの相談相手になります。

メンタルヘルスチェックをしてみましょう！

「こころ」の健康を保つには自分の「気づき」が大切です。
月に一度はセルフチェックをしてみましょう。

No	質 問	いいえ (0点)	ときどき (1点)	しばしば (2点)	いつも (3点)
1	体がだるく疲れやすいですか。				
2	気分が沈んだり、重くなることがありますか。				
3	朝のうちは、特に無気力ですか。				
4	首筋や肩がこって仕方がないですか。				
5	眠れないで朝早く目覚めることがありますか。				
6	食事がすすまず、味がありませんか。				
7	息が詰まって、胸が苦しくなることがありますか。				
8	のどの奥に物がつかえている感じがしますか。				
9	自分の人生がつまらなく感じますか。				
10	仕事の能率があがらず何をしても億劫ですか。				
11	以前にも、現在と似た症状がありましたか。				
12	本来は仕事熱心で几帳面ですか。				
		合 計			点

- ① ① ① ① ①
 いいえ・・・0点
 ときどき・・・1点
 しばしば・・・2点
 いつも・・・3点

1～12番の点数を合計します。

② 結果を判定します。

- 9点以下・・・問題ありません。
 10～15点・・・要注意です。上手なストレス解消に努めましょう。
 16点以上・・・抑うつ傾向が見られます。
 教職員相談事業を活用したり、専門家に相談してみるのも一つの方法です。

ストレスをためないためには。。



◆一人で悩まない◆

- ・信頼できる人に話してみましょう。
- ・話すことによって、自分のなかで解決策をみつけることができるかもしれません。

子供たちがゆとりを持って学習できる環境づくり、
子供たちの豊かな人間形成教育には
全ての教職員が健康で健全であることが大切です。

◆自分の個性をしておこう◆

- ・自分の考え方の癖を知って、自分自身の気持ちに気づいてあげましょう。
- ・気分転換を上手にはかりましょう。

◆自分で自分を褒めてやる◆

- ・気持ちいいこと、楽しいことをイメージしてみましょう。
- ・頑張ったときには、自分自身にご褒美を！
- ・疲れたら休む勇気も必要です。

◆みんなの力でサポートする◆

- ・「おはよう」「お疲れ様」の一声で職場を明るく！
- ・ストレスサインが出ていたら、優しい気持ちで声をかけて聴いてあげて。
- ・自分がされて嫌なことは、相手も嫌なもの。押しつけたり、原因を追及しすぎないで。
- ・チームワークを大切に、お互いを認めあいましょう。

心が悲鳴をあげる前に「教職員相談事業」などを利用して、気軽にカウンセリングを受けてみましょう。

県教育委員会では、「教職員相談事業出前講座」として、メンタルヘルスに関する知識の向上や教職員のストレス対処法を図るため、専門相談員を学校に派遣して研修活動を行っています。

また公立学校共済組合徳島支部と共催して「メンタルヘルスセルフマネジメントセミナー」「メンタルヘルスラインマネジメントセミナー」を実施しています。

自己のメンタルヘルスケアの充実を図り、職場のメンタルヘルスケア対策の向上に積極的に御活用ください。

副教育長からのメッセージ



副教育長 小谷 敏弘

4月の人事異動により副教育長に就任しました小谷敏弘でございます。

入庁以来、教育委員会をはじめでの経験です。大学卒業時に教員免許を取得していたことを思い出しました。3ヶ月近くが経過し、この間、新型インフルエンザの国内での感染拡大が懸念され、4月末からの対応に追われました。6月2日には県内でも感染例が確認されました。今は一時よりも落ち着いた状況となっていますが、秋に向け、冷静かつ効果的な対策が急務です。

これまでで強く思うことは、こどもたちの安全や安心を第一に考えることの重要性です。学校にあっては、かけがえのない児童・生徒の心身の健康や安全は最も優先すべきことです。

学校への登下校をはじめ、校内はもちろん、今回の修学旅行などの校外行事や学校給食についても、こどもたちの安全を考える上で、「危機管理の視点」が重要であると思われます。また東南海・南海地震の発生確率が高まっている現在、学校の耐震化は計画的かつ速やかに取り組むべき課題です。

また、新型インフルエンザへの対応を考える時、状況によっては学校の臨時休業など、さまざまな場合が想定されます。こども、保護者、地域社会に与える影響を考え、前もってできる用意をしておく必要があります。こどもたちの安全のために、今なすべき事は何か。このことを念頭において、従来にも増して、学校関係者、保護者の方々が力を合わせていかなければならないと思います。

こどもたちの安全を基本に置いて、県民の皆さんから信頼される教育委員会となるよう、一生懸命に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。

医療法人 山田眼科醫院

広告

◎眼精疲労治療室開設

- ▶ 水晶体再建術 ▶ 角膜移植術
- ▶ 緑内障手術 ▶ 網膜復位術
- ▶ 企業検診なども行っております
- ・入院設備有、急患随時受付

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	○	○	○	○	○	○
14:00~18:00	○	○	○	△	○	○

※土曜日の午後は13:30~17:30です。
※午後~予約可

休日 木曜午後・日曜・祝祭日

徳島市中通町2(えびす神社近く)
TEL 088-652-4843(代)
http://www.eye-yamada.com/



— 県教育委員会文化財課 — イベント・講座紹介

埋蔵文化財速報展「2009発掘とくしま」

○速報展示 徳島県立埋蔵文化財センターが2008年度に実施した発掘調査成果を一堂に展示

日時 6月16日(火)~7月26日(日)
会場 県立埋蔵文化財総合センター

○調査成果報告会

日時 7月5日(日) 13:00~16:00
会場 県立埋蔵文化財総合センター

内容
講演 「遺跡からみる鎌倉時代の徳島」
島田 豊彰 (財徳島県埋蔵文化財センター)
報告 川西遺跡・宮ノ本遺跡・大松遺跡

○講演会

日時 7月12日(日) 13:00~16:30
会場 県立埋蔵文化財総合センター
講演 「中世阿波の地域構造と交通・流通の特質(仮)」
市村 高男 (高知大学教授)
「中世の社会と信仰」
長谷川賢二
(徳島県立博物館専門学芸員)



問い合わせ先

(財徳島県埋蔵文化財センター)
普及係 088 (672) 4545

平成21年度勝瑞学アカデミー

○第2回講座「勝瑞のはばたき~戦国三好氏の繁栄~」

日時 8月8日(土) 9:30~12:20
会場 藍住町コミュニティーセンター
講座 「徳島県における中世後期の土器(仮)」
島田 豊彰 (財徳島県埋蔵文化財センター)
講演 「中世社会における京都系土師器皿の位置づけ(仮)」
中井 淳史 大手前大学史学研究所

*参加申込不要・無料

○子供講座

日時 8月8日(土) 14:00~16:00
会場 藍住町コミュニティーセンター
対象 小学校4~6年生
定員 30名
講義 「勝瑞の歴史と器」

重見 高博 藍住町教育委員会

かわらけづくり体験

*参加申込要(締切7月10日)・無料

徳島県中世城館跡総合調査中間報告会

○「よみがえる阿波の古城~県西部編~」

日時 7月26日(日) 12:30~16:30
会場 ヨンデンプラザ池田(三好市池田町シマ)
講演 「山城を探る」

千田 嘉博(奈良大学准教授)
報告 旧阿波郡の中世城館・旧麻植郡の中世城館・
旧美馬郡の中世城館・旧三好郡の中世城館

定員 150人

*参加申込不要・無料

問い合わせ先

徳島県教育委員会文化財課 088 (621) 3164